

雇用労働に関するお知らせ

最低賃金の改定

10月から埼玉県最低賃金は、時間額1,028円(引上げ額41円)となります。この最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されます。※部の業種には特定産業別)最低賃金が適用されます。

問合せ：埼玉労働局労働基準部 部貸金室 ☎048・600・6205

労働保険料の納付

労働保険料(労災保険・雇用保険)の第2期分の納期限は10月31日(日)です。納付書は、納期限の10日前ごろに該当事業所へ郵送します。

問合せ：埼玉労働局総務部労働保険徴収課 ☎048・600・6203 FAX 048・600・6223

退職金制度のご案内

【中退共】中小企業で働く従業員のための国の退職金制度
問合せ：勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部 ☎03・6907・1234

【建退共】建設業の現場で働く労働者のための退職金制度

問合せ：勤労者退職金共済機構建設業退職金共済埼玉支部

☎048・861・5111

10月は3R(スリーアール)推進月間

3Rとは「Reduce

(リデュース)：発生抑制「Reuse」(リユース)：再使用「Recycle」(リサイクル)：再資源化」という三つの頭文字をとった循環型社会を構築するためのキーワードです。



一番大切なことはごみになるものを買わない、作らないことです。日常生活ではできるだけごみを出さないよう、ごみの減量にご協力をお願いします。

事業系ごみ削減キャンペーン

廃棄物の適正処理および廃棄物の再生利用などを促すため、県と市が共同で事業系ごみ削減キャンペーンを実施します。より一層のごみの分別・削減にご協力をお願いします。

問合せ：環境課 ☎982・9696 FAX 共通

不正軽油撲滅対策強化月間

不正軽油とは、軽油引取税の脱税を目的に、軽油に灯油や重油などを混ぜた自動車の燃料のことです。不正軽油の

製造・運搬・販売・使用は悪質な脱税行為です。不正軽油に関する情報をお持ちの方は

県税務課へご連絡ください。

問合せ：県税務課 ☎048・830・2658 FAX 048・830・4737

10月は里親推進月間です

さまざまな事情により、家庭で生活できない子どもたちが現在県内に約2,000人います。そのような子ども達を家族の一員として迎え、温かい愛情と家庭的な環境で養育していくのが「里親制度」です。

県では、里親制度の説明や、実際に里親になった方の体験談を聞くことができる「里親入門講座」を開催しています。里親制度に関心がある方は、草加児童相談所にお問い合わせください。

問合せ：埼玉草加児童相談所 ☎920・4152

メロディ放送時間変更(防災行政無線)

放送期間：10月1日(日)～令和6年3月31日(日)

時間：午後4時30分～

問合せ：危機管理課 ☎940・1072 FAX 共通

農業振興地域整備計画の変更申し出受け付け

農業振興地域内

の農用地を農地以外の目的で利用する場合などには申し出が必要です。事前相談の上、必要書類(農政課で入手可)を提出してください。※要件をすべて満たす場合のみ農用地区域からの除外が認められます。



期間：10月2日(日)～31日(日) 前8時30分～午後5時(田圃 窓除く)

問合せ：農政課 ☎982・9482 FAX 共通

旅券発給手数料の一部がキャッシュレス決済できます

10月2日(日)予定から、旅券(パスポート)発給手数料のうち、県手数料(2,000円)については、キャッシュレス決済(クレジットカード、電子マネー、コード決済)が可能になります。

なお、国手数料については、引き続き収入印紙の購入が必要ですので、ご注意ください。
問合せ：市民課 ☎982・9692 FAX 共通

埼玉県の補助制度(耐震・アスベスト)

県では、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建築物のうち、多数の人が利用する定規模以上の建築物の耐震診断、耐震補強設計、耐震改修と建築物のアスベスト対策に関する補助制度を設けています。

問合せ：県建築安全課 ☎048・5525、048・830・5527

ルール守って明るく住マイル

10月13日(金)から27日(金)まで「違反建築なくそう運動」を実施します。その一環として法令説明会をオンライン方式で行います。
問合せ：都市計画課 ☎982・9885 FAX 共通



本人通知制度登録の本籍・住所・氏名の変更届け出を

「本人通知制度」とは、本人の代理人または第三者に戸籍謄本や住民票の写し(本籍記載のもの)などを交付したときに、登録者本人にその事実を通知する制度です。